

中小・小規模事業者への 賃上げ支援策について

**第14回宮城働き方改革推進等
政労使協議会**

**令和8年1月22日
宮城県**

宮城県の主な賃上げ支援施策①

経営基盤の強化（稼ぐ力の強化）に向けた支援

1 中小企業等再起支援事業

物価高騰等の影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている事業者が、早期の再起を図るために行う取組を支援するもの。

2 中小企業等デジタル化支援事業

デジタル化の取組に対し、アドバイザー派遣及び導入経費を補助するもの。

3 中小企業等共同化チャレンジ事業

複数企業が共同で行う経営効率化の取組や地域における共同化の受け皿づくりの取組に要する経費を補助するもの。

4 新事業創出支援事業

新商品・新サービスを提供するための研究開発等を支援するもの。

5 中小企業販路開拓総合支援事業

マーケティング支援、営業力・商品力向上支援、企業の引合わせを実施するもの。

6 取引拡大チャレンジ支援事業

県内及び東京等で商談会等を開催するほか、商談会参加経費等を補助するもの。

7 ステージアップ支援事業

経営安定化及び事業拡大を図るためステージアップを目指す企業を、専門家派遣や販路開拓支援、補助金等によって全面的に支援するもの。



宮城県の主な賃上げ支援施策②

事業名

中小企業等再起支援事業 【生産性向上】

(予算額：13億円、想定件数：1,200件)

目的：物価高騰等の影響により業況が悪化し、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う取組を支援するもの。

事業概要

【対象事業者】

県内に本店を有する中小企業・小規模事業者等で、下記①又は②のとおり
①申請日以前の直近決算期の「営業利益率」が対前期比で低下※している。
※低下していない場合であっても直近2期連続でマイナスであれば対象
②令和7年4月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、令和4年1月から
令和6年12月までの同月比で30パーセント以上減少している。

【補助対象事業】

- ①販路開拓 ②生産性向上（デジタル化等） ③新商品・新役務の展開
④売上原価の抑制 ⑤キャッシュレス化・新紙幣対応 ⑥人材確保

【補助率】 3分の2以内（**賃上げを実施した場合**：5分の4以内）

【補助限度額（下限額）】

100万円（10万円）（**賃上げを実施した場合**：120万円（10万円））

【募集期間】 1次募集：令和8年1月30日～3月6日（予定）
2次募集：令和8年4月～5月（予定）

【賃上げの要件】

常時使用する従業員（正規・非正規問わない）の**平均賃金**を、令和7年9月
時点と比較して**3.5%以上引き上げている**（または引き上げる予定がある）こと。

事業実績等

<交付実績>

年度	交付件数	交付額
R6	587件	約4.5億円
R5	1,006件	約8.4億円

<事業効果>

年度	売上が増加した事業者の割合
R6	82.2%
R5	76.8%



宮城県の主な賃上げ支援施策③

価格転嫁円滑化に向けた取組

1 「価格転嫁の円滑化に関する協定」

(1) 「価格転嫁の円滑化に関する協定」とは

中小企業の賃上げ環境の整備に向け、東北経産局と連携し、国・県及び商工労働関係機関による協定を令和5年5月に締結。関係機関との連携のもと、価格転嫁の状況に関する情報収集・発信やパートナーシップ構築宣言の普及促進を図る。

「パートナーシップ構築宣言」とは

- ・発注企業が取引先企業に対し、「サプライチェーン全体の共存共栄」等の取組の実施を宣言。宣言企業名は国の運営するポータルサイトにて公開。
- ・東北各県の状況（1／8時点）

宮城1,079社、青森474社、岩手436社、秋田430社、
山形718社、福島762社

(2) 協定締結機関（11機関）

東北経済産業局長、宮城県知事、宮城労働局長、
東北農政局長、東北運輸局長、宮城県経営者協会会长、
仙台経済同友会代表幹事、宮城県商工会議所連合会会长、
宮城県商工会連合会会长、宮城県中小企業団体中央会会长、
日本労働組合総連合会宮城県連合会会长

（※東北財務局長も加入予定）

2 パートナーシップ構築宣言企業に対する県事業における優遇措置

宮城県が実施する中小企業向け補助金における採択審査時の加点措置や優先採択、県制度融資における保証料の割引を実施

- 《例》・中小企業等デジタル化支援事業（加点措置）
・中小企業等再起支援事業（優先採択）
・制度融資「がんばる中小企業応援資金」（保証料割引）

3 価格転嫁の円滑化に関するセミナー

日付	主な対象	講師
R6.10.29	支援機関	(一社) 宮城県 中小企業診断士協会
R7.3.19	飲食業事業者	常務理事 里館 智大 氏
R7.8.26	小売業・飲食業・サービス業事業者	

